

掛川市告示第65号

掛川市日中一時支援事業実施要綱（平成18年掛川市告示第120号）の一部を次のように改正する。

平成28年4月19日

掛川市長 松 井 三 郎

第4条第15号を次のように改める。

(15) 有限会社文長

別表第1中

「

厚生寮	浜松市浜北区於呂4201番地の12
浜名	浜松市浜北区於呂4201番地の12
さいとうさんち	磐田市高木180番地5
ライフサイズステーションあまね	磐田市蛭池482番地1
ハッピーハウス	磐田市蛭池482番地2
ぴのほーぷ	掛川市杉谷南1丁目1番地の26

」

を

「

さいとうさんち	磐田市高木180番地5
ライフサイズステーションあまね	磐田市蛭池482番地1
ハッピーハウス	磐田市蛭池482番地2
ぴのほーぷ	掛川市杉谷南1丁目1番地の26
すこやか	袋井市旭町2丁目10番地の5
メンタルサポートみこち	掛川市逆川111番地の1

」

に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。